

様式第1 (第7条関係)

特定建設工事共同企業体入札参加申請書

平成 年 月 日

伊賀市長 様

今般、連帯責任によって 工事の施工を行うため、  
を代表者とする 特定建設工事共同企業体を結成したので、指定の書類を添えて  
入札参加を申請します。

1 共同企業体の名称

\_\_\_\_\_ 特定建設工事共同企業体

2 共同企業体の構成員

(1) 代表者 住 所 \_\_\_\_\_  
名称又は商号 \_\_\_\_\_  
代 表 者 名 \_\_\_\_\_ 印

(2) 構成員 住 所 \_\_\_\_\_  
名称又は商号 \_\_\_\_\_  
代 表 者 名 \_\_\_\_\_ 印

構成員 住 所 \_\_\_\_\_  
名称又は商号 \_\_\_\_\_  
代 表 者 名 \_\_\_\_\_ 印

3 構成員の建設業許可の状況

氏名又は名称	許 可 番 号	許 可 年 月 日	許 可 の 種 類
	大臣許可 知事許可 特・般 ( )第 号	年 月 日	
	大臣許可 知事許可 特・般 ( )第 号	年 月 日	
	大臣許可 知事許可 特・般 ( )第 号	年 月 日	
共同企業体の 事務所所在地	〒 電話番号 ( ) ー		

様式第2（第7条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- （1）伊賀市発注に係る 工事（当該工事内容の変更に伴う工事を  
含む。以下、「建設工事」という。）の請負に関する事。
- （2）前号に付帯する事業に関する事。

（名称）

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と  
称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か  
月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当  
該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

名称又は商号

住 所

名称又は商号

住 所

名称又は商号

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督  
官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の  
請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発  
注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

_____	%
_____	%
_____	%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、\_\_\_\_\_銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成するものとする。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する出資の割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員が共同連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において協議のうえ定めるものとする。

ほか 社は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し各 通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

印

印

印

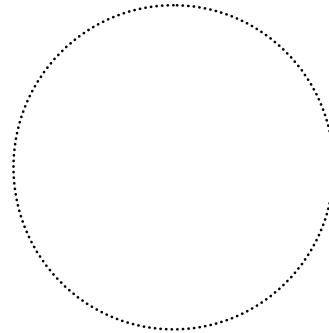
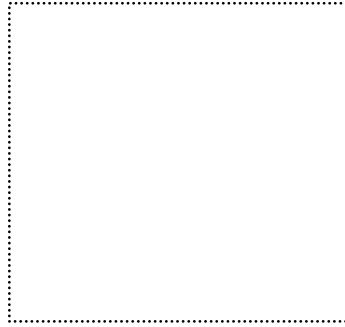
様式第3（第7条関係）

使 用 印 鑑 届

社印

代表者印

[使用印]



上記の印鑑は、入札見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のため使用したいのでお届けします。

平成 年 月 日

共同企業体の名称

---

共同企業体代表者

住 所

名称又は商号

代 表 者 名

印

様式第4（第7条関係）

委 任 状

平成 年 月 日

伊賀市長 様

委任者

印

私は伊賀市が発注する 工事において、  
を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 特定建設工事共同企業体結成に関する一切の権限
- 1 見積、入札に関する一切の権限
- 1 前項に関し復代理人選任の権限
- 1 工事請負契約締結及び履行に関する一切の権限
- 1 工事請負代金の請求及び受領に関する一切の権限
- 1 その他上記に付随する一切の権限

受任者

印